平成２９年（フ）第５５号
岡山県倉敷市白楽町609番地　サンライズ倉敷202
債務者　戸田　早織
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
福岡県行橋市大橋１丁目10番14号金田アパート101号
債務者　内野　　旭（旧姓山道）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
千葉県四街道市小名木483番地２（サンライズ幸和Ｉ104）
債務者　伊藤さやか
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５４号
千葉県佐倉市大崎台３丁目７番地８　レピュート100－３　103
債務者　牛玖　一郎
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６３号
千葉県四街道市みそら４丁目14番13号
債務者　長坂　綾乃（旧姓橋元）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６６号
千葉県四街道市大日352番地４（コーポ光103）
債務者　江畠　理絵
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第６８号
千葉県八街市八街に155番地２　市営住宅九十九路団地１－１－27号
債務者　市毛　和幸
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７０号
千葉県八街市八街へ199番地1387
債務者　星野　俊子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７１号
千葉県白井市富士151番地の２　白井ロジュマン1223号、申立時の住所千葉県白井市富士166番地の10
債務者　藪田佳央梨（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７３号
千葉県佐倉市上志津1651番地72　クローバーハウス201
債務者　工藤　麻由
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７５号
千葉県白井市桜台３丁目１番２棟101号
債務者　馬場　美雪
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７７号
千葉県成田市不動ケ岡2112番地13（エスペシオ石原201号室）
債務者　粟飯原安代
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７９号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地（６棟103号）
債務者　山下　朝和
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８８号
千葉県成田市北須賀458番地１
債務者　根本　光男
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５８号
岡山県倉敷市中島204番地６　白神住宅５号室
債務者　出宮久仁夫
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻十三本塚３番地20
債務者　山崎麻衣子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１２号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目58番地13、旧住所岩手県奥州市水沢区字日高西29番地１　メゾン・ドゥ・ディラ　205号室
債務者　城岩　玲子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部